

平成30年度

**大阪府私立小学校・中学校経常費補助金**

配 分 基 準

大 阪 府 教 育 庁 私 学 課

小 中 高 振 興 グ ル ー プ

### 【用語説明】

- 生徒数・・・学校の生徒数（実員）
- 基準数・・・生徒数と学則定員のいざれか少ない数
- 標準教職員数・・・「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」を各学校に適用した場合に算出される教職員数

## 1 一般配分

### 【説明】

各学校の生徒数及び標準教職員数の割合に応じて配分する。

生徒数配分の総額と標準教職員数配分の総額は、それぞれ予算総額から「4 教育条件配分」、「5 特別事情配分」並びに新設校（新設から一定の期間（中学校は2年間、小学校は5年間）の学校を言う）及び募集停止校の一般配分額を除いた額（以下「一般配分総額」という。）の50%に相当する額とする。

### 【算式】

- ・生徒数配分・・・・・・生徒数配分総額 ÷ 全校生徒数 × 各学校の生徒数
- ・標準教職員数配分・・・・標準教職員数配分総額 ÷ 全校標準教職員数 × 各学校の標準教職員数

## 2 定員内実員調整配分

### 【説明】

定員超過校の一般配分額については、次の算式により算出された額を調整する。

### 【算式】

$$(\text{一般配分額} \div \text{当該校の生徒数} \times \text{基準数}) - \text{一般配分額}$$

(注1) 定員内実員調整配分の総額は、「3 激変緩和調整配分」に充てる。

(注2) (注1) の残額は、「2 定員内実員調整配分」及び「3 激変緩和調整配分」対象校以外の学校へ全生徒数に占める各学校の生徒数の割合に応じて調整する。

## 3 激変緩和調整配分

### 【説明】

激変緩和の観点から、配分額（定員内実員調整後）が、次の額を下回らないよう調整する。

### 【算式】

$$29\text{年度単価} \times 85\% \times 30\text{年度生徒数}$$

29年度単価は、次のとおり算出する。

$$\circ 29\text{年度単価} = (\text{最終配分額} - \text{特別事情調整配分額} - \text{財務情報等非公表調整配分額}) \div \text{生徒数}$$

## 4 教育条件配分

### 【説明】

各校における安全対応能力向上等の取り組みに応じ配分する。

[中学校は各 40 万円、特別支援教育への取り組みのみ 80 万円]

[小学校は各 35 万円、特別支援教育への取り組みのみ 70 万円]

- ・安全対応能力向上

(不審者対応に対する防犯体制を整備し、生徒等に対する防犯教育・訓練等を実施している)

- ・事故対応能力向上

(生徒の校内安全に関する事故対応マニュアルを作成し、教職員に対する訓練等を実施している)

- ・いじめ対策 (生徒間のいじめの対応についての対策を講じている)

- ・不登校対策 (不登校生徒への対応についての対策を講じている)

- ・特別支援教育への取り組み (特別な支援が必要な児童・生徒に対する取り組み(介助員の配備等)を実施している)

- ・体験学習の推進 (特色ある体験学習(校外活動)を授業に位置付け、取り組んでいる)

## 5 特別事情配分

各校における次の特別事情に応じ、予算の範囲内において配分する。

### (1) 風水害等災害復旧に要する経費

#### 【説明】

風水害等の災害復旧を優先的に行った学校に対し、経常的経費を支援するため、増額配分する。

ただし、次の条件を全て満たし、復旧に要した額の 2 分の 1 を上限(補助額の上限は、法人あたり 1,500 万円)とする。

- ・学校が災害を受けたことを公的に証明できる書類がある。(り災証明書等)

- ・被害状況を放置すると 2 次災害を誘発するなど生徒の安全が脅かされる恐れがある。

- ・年度内に災害復旧が完了している。

- ・国の補助及び保険金の支給がある場合は、その額を控除した後の額を風水害など災害復旧に要する経費の上限とする。

### (2) その他

## 6 財務情報等非公表調整配分

### 【説明】

各学校の財務情報及び学校評価の結果の報告書について、ホームページで公表していない場合は、次の額を配分額から減額する。(公表基準等は別に定める。)

- ・財務情報とは、収支計算書（資金収支計算書・消費収支計算書（学校単位））、貸借対照表、財産目録、事業報告書及び監事による監査報告書をいう。

減額単価：1学校あたり1,000千円

- ・学校評価とは、自己評価及び学校関係者評価をいう。

減額単価：1学校あたり各500千円

※ 上記の減額相当額は、減額対象校以外の学校（新設一年目の学校は除く）へ基準数に応じて配分する。

### 例外1．上記1から6による算定の例外について

上記1から6までにかかわらず、年度最終の交付決定以外の交付決定に基づく交付については、以下により補助金の額を算定するものとする。

$$\text{○概算交付基礎額算定式} = (\text{単価}) \times (\text{生徒数})$$

(単価) 平成29年度配分単価（特別事情配分及び財務情報等非公表調整配分額を除く）の75%

(生徒数) 平成30年5月1日現在の基準数

(限度額) 平成29年度配分額（特別事情配分額及び財務情報等非公表調整配分額を除く）の75%

$$\text{○補助額算定式} =$$

$$\frac{\text{上記により算定した当該学校法人に係る概算交付基礎額 (小中)}}{\text{上記により算定した全法人に係る概算交付基礎額の合計 (小中)}} \times \text{交付する補助金の総額} \quad \text{として別に定めるもの}$$

### 例外2．新設校及び募集停止校に係る配分額の算定について

上記1から3までにかかわらず、新設校及び募集停止校の一般配分については、以下により補助金の額を算定するものとし、「2 定員内実員調整配分」及び「3 激変緩和調整配分」は適用しない。

### 【算式】

$$(\text{予算総額} - \text{全校の教育条件配分} - \text{全校の特別事情配分}) \div \text{全校の基準数} \times \text{当該校の基準数}$$